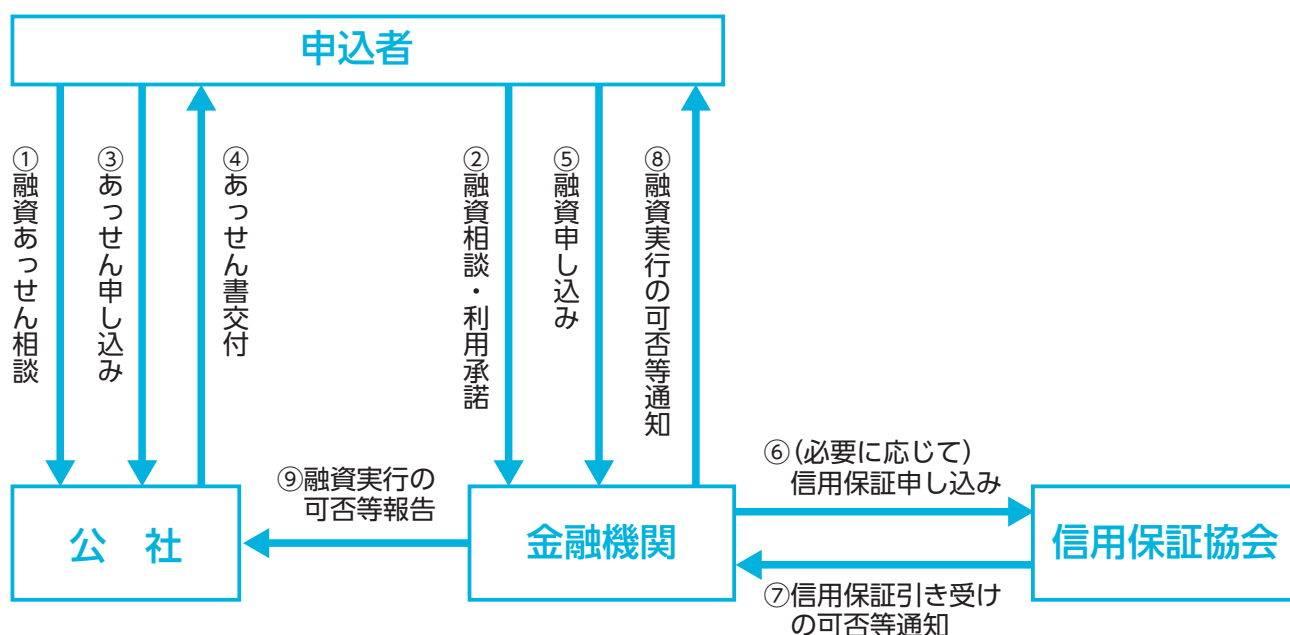


申込から融資までの流れ



- ①融資あっせんについてご相談がある場合は、会社にお問い合わせください。
- ②世田谷区中小企業融資あっせん制度を取り扱う金融機関に、融資あっせんの相談をして利用の承諾を得てください。
- ③必要な書類等（7～8頁参照）をそろえ、会社にあっせんの申し込みをし、中小企業診断士の面談（予約不要）を受けてください。
- ④中小企業診断士との面談終了後、融資あっせん書を即日交付します。（※1）
- ⑤あっせん書の有効期限内（発行日翌月の同日まで）に承諾を取った金融機関へあっせん書を持参し、融資を申し込んでください。
- ⑥金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会へ信用保証を依頼します。
- ⑦東京信用保証協会の審査により、信用保証引き受けの可否等を金融機関に通知します。
- ⑧金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。
- ⑨金融機関は会社に融資実行の可否等を報告します。

（※1）ただし、経営力強化資金・事業転換多角化資金・省エネルギー対策資金については、後日、会社から連絡し、ご本人にあっせん書を受取に来ていただきます。

注意：審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならない事があります。

あっせん申し込み（予約不要）

※ただし、経営力強化資金・事業転換多角化資金の融資あっせんの申し込みには、予約が必要です。

〈あっせん申込受付〉

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

9:00～11:30

13:00～16:30

時間に余裕をもってお越しください。

〈お申し込み・お問い合わせ〉

公益財団法人

世田谷区産業振興公社

商業・ものづくり・経営支援係

世田谷区太子堂2-16-7（世田谷産業プラザ4階）

電話 03-3411-6603（9:00～17:30）